

龍ヶ崎地方衛生組合告示第4号

龍ヶ崎地方衛生組合契約事務等に関する規程（平成8年龍ヶ崎地方衛生組合告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 寛 信太郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（資格審査を受けることができない者）</u> <u>第2条 入札に参加することができる資格（以下「参加資格」という。）の審査を受けることができない者は、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「市規程」という。）第2条の例による。</u> <u>（資格審査の申請）</u> <u>第3条 参加資格の審査を受けようとする者は、令和7年を基準として隔年1月4日から3月31日までの間において管理者が定める期間内に、市規程第3条第1項に定める申請方法（茨城県入札参加資格電子申請システムによる申請を除く。）の例により管理者に申請しなければならない。ただし、当該期間内に申請することができなかった者は、管理者が定める期間内に申請することができる。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、大規模であって技術的難度の高い工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として共同企業体により競争を行わせる必要があると管理者が認めるときに、工事ごとに結</u>	<u>（入札参加資格）</u> <u>第2条 入札参加資格については、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「市規程」という。）第2条及び第3条（茨城県入札参加資格電子申請システムによる申請を除く。）の例による。以下同規程の例による場合において「市長」とあるのは「管理者」と、「市税」とあるのは「市（町村）税」と、「市民税」とあるのは「市（町村）民税」と、「市内」とあるのは「管内」と、「市外」とあるのは「管外」と、「市」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合」と読み替えるものとする。</u>

成する共同企業体であることその他やむを得ない理由があると管理者が認める者は、随時参加資格の審査を申請することができる。

3 前2項に規定するもののほか、参加資格の審査の申請に必要な事項は、市規程第3条第3項及び第4項の例による。この場合において、同条第3項中「市長」とあるのは「管理者」と、「市税」とあるのは「市（町村）税」と、「法人市民税」とあるのは「法人市（町村）民税」と、「市・県民税」とあるのは「市（町村）・県民税」と、同条第4項中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

第4条
第5条
第6条
第7条
第8条
(庶務)

省 略

第9条 審査会の庶務は、施設管理課において処理する。
(資格の審査)

第10条 管理者は、参加資格の審査の申請を受理したときは、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる規定に基づき、審査会の審査を経て参加資格を有する者を決定するものとする。

(1) 工事の請負契約

経営に関する客観的事項については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定による総合評定値の通知記載の工事種類ごとの総合評点により、主観的事項については、参加資格の審査の申請を行った年度及び前年度に第15条の規定により準用する市規程第44条第1項の規定に基づき通知した指名停止の期間（指名停止が複数回ある場合は、その期間の合計）に応じて次の表に定める主観評点によることとし、当該客観的事項の総合評点と主

第3条
第4条
第5条
第6条
第7条
(庶務)

省 略

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。
(資格の審査)

第9条 管理者は、申請を受理したときは、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる規定に基づき、審査会の審査を経て入札に参加することができる資格（以下「参加資格」という。）を有する者を決定するものとする。

(1) 工事の請負契約

経営に関する客観的事項については、経営事項審査結果通知書記載の工事種類ごとの総合評点により、主観的事項については、次に掲げる指名停止の有無により算出される主観評点によることとし、当該客観的事項の総合評点と主観評点を加算した数値（以下「総合審査評点」という。）及び別表第2に規定する年間平均完成工事高に関する基準により行うものとする。

観評点を加算した数値（以下「総合審査評点」という。）及び別表第2に規定する年間平均完成工事高に関する基準により行うものとする。

<u>指名停止の期間</u>	<u>主観評点</u>
<u>1 月未満</u>	<u>－ 5 点</u>
<u>1 月以上 3 月未満</u>	<u>－ 1 0 点</u>
<u>3 月以上 6 月未満</u>	<u>－ 1 5 点</u>
<u>6 月以上 9 月未満</u>	<u>－ 2 0 点</u>
<u>9 月以上 1 2 月未満</u>	<u>－ 2 5 点</u>
<u>1 2 月以上</u>	<u>－ 3 0 点</u>

- (2) 省 略
(3) 省 略
(名簿の作成)

第11条 管理者は、前条の規定により参加資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）について、別表第1に定めるところにより、管内業者及び管外業者に区分するとともに、当該資格が別表第2に掲げる工事種類に該当するときは、総合審査評点に基づき同表に定める

ア 主観評点は、次の表に定める数値とし、申請書を提出する年度及び前年度を対象とする。なお、指名停止が複数回ある場合は、その合計月数とする。

<u>指名停止の期間</u>	<u>主観評点</u>
<u>1 ケ月未満</u>	<u>－ 5 点</u>
<u>1 ケ月以上 3 ケ月未満</u>	<u>－ 1 0 点</u>
<u>3 ケ月以上 6 ケ月未満</u>	<u>－ 1 5 点</u>
<u>6 ケ月以上 9 ケ月未満</u>	<u>－ 2 0 点</u>
<u>9 ケ月以上 1 2 ケ月未満</u>	<u>－ 2 5 点</u>
<u>1 2 ケ月以上</u>	<u>－ 3 0 点</u>

- (2) 省 略
(3) 省 略
(名簿の作成)

第10条 管理者は、前条の規定により参加資格を有すると決定した者（以下「有資格者」という。）について、別表第1に定めるところにより、管内業者及び管外業者に区分するとともに、当該資格が別表第2に掲げる工事種類に該当するときは、総合審査評点に基づき同表に定める

工事種類ごとの格付等級に区分し、競争入札参加資格者名簿（別記様式）に登載する。

2 省 略
（審査結果の公表）

第12条 管理者は、第10条の決定をしたときは、名簿の閲覧により審査結果を公表しなければならない。

（参加資格の有効期間）

第13条 参加資格の有効期間は、第10条の決定がなされた年の5月1日から翌々年の4月30日までとする。ただし、第3条第1項ただし書の規定による申請に基づき参加資格の決定がなされたときは、当該決定がなされた月の翌月の初日から、同項本文の規定による申請を行ったものとした場合におけるこの項本文の規定による有効期間の末日までとする。

2 第3条第2項の規定による申請に基づく参加資格の有効期間は、当該参加資格の決定がなされた日の翌日から共同企業体の構成員の前項本文による有効期間の残存期間とする。

3 有資格者に係る参加資格の有効期間満了の年に実施する審査における第10条の決定が、同年5月1日までになされなかったときは、前2項の規定にかかわらず、当該有効期間満了に係る参加資格は、当該決定がなされる日まで有効とする。

（共同企業体の資格の審査）

第14条 共同企業体の参加資格の審査の基準は、第10条の規定にかかわらず、市規程第23条の例による。この場合において、同条第2号中「第10条の2第2項から第4項まで」とあるのは「第10条第1号」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、契約事務等に関しては、市規程第14条から第22条まで及び第24条から第48条まで

工事種類ごとの格付等級に区分し、競争参加資格者名簿（別記様式）に登載する。

2 省 略

（契約事務等）

第11条 第2条から前条までに定める場合のほか、契約事務等に関しては、市規程の例による。ただし、同規程第26条第3項第2号の規定

（同規程第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定を除く。）の例による。この場合において、同規程第 1 4 条から第 2 2 条まで及び第 2 4 条から第 4 8 条までの規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「市内業者」とあるのは「管内業者」と、「市が発注する工事等」とあるのは「龍ヶ崎地方衛生組合が発注する工事等」と、「市工事等」とあるのは「組合工事等」と読み替えるものとする。

第16条 省 略
別表第 1 （第 1 1 条第 1 項関係）
所在地区分

業者区分	認定条件
管内業者	申請書提出日現在で龍ヶ崎地方衛生組合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）に主たる営業所又はその他の営業所（支店、営業所その他営業に関する事務所等又は工場等の製造の拠点を含むものとし、倉庫、現場事務所、又は資材置場等を除く。）を置く法人又は個人。ただし、当該有資格者に係る参加資格が工事の請負契約に関するものであるときは、建設業法第 3 条に規定する営業所を関係市町村に置くものに限る。
省 略	

別表第 2 （第 1 0 条第 1 号及び第 1 1 条第 1 項関係）
格付等級区分及び格付別発注標準金額表

工事種類	総合審査評点	当該工事種類に係る年間平均完成工事高	格付等級	発注標準金額	選定基準
------	--------	--------------------	------	--------	------

は除く。

第12条 省 略
別表第 1 （第 1 0 条関係）
所在地区分

業者区分	認定条件
管内業者	申請書提出日現在で龍ヶ崎地方衛生組合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）に主たる営業所又はその他の営業所（支店、営業所その他営業に関する事務所等又は工場等の製造の拠点を含むものとし、倉庫、現場事務所、又は資材置場等を除く。）を置く法人又は個人。ただし、当該有資格者に係る参加資格が工事の請負契約に関するものであるときは、建設業法 <u>（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）</u> 第 3 条に規定する営業所を関係市町村に置くものに限る。
省 略	

別表第 2 （第 9 条第 1 号、第 1 0 条関係）
格付等級区分及び格付別発注標準金額表

工事種類	総合審査評点	当該業種に係る年間平均完成工事高	格付等級	発注標準金額	格付
------	--------	------------------	------	--------	----

<u>土木一式</u> <u>工事</u>	<u>750点以上</u>	<u>1億円以上</u>	<u>A</u>	<u>6,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>670点以上</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>B</u>	<u>6,000万円未満</u> <u>1,500万円以上</u>	<u>B 又 は</u> <u>A、B</u>
	<u>550点以上</u>	<u>750万円以上</u>	<u>C</u>	<u>1,500万円未満</u> <u>1,000万円以上</u>	<u>C 又 は</u> <u>A、B、C</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>D</u>	<u>1,000万円未満</u>	<u>D 又 は</u> <u>B、C、D</u>
<u>建築一式</u> <u>工事</u>	<u>770点以上</u>	<u>1億円以上</u>	<u>A</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>600点以上</u>	<u>1,500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>3,000万円未満</u> <u>700万円以上</u>	<u>B 又 は</u> <u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>700万円未満</u>	<u>C 又 は</u> <u>A、B、C</u>
<u>電気工事</u>	<u>760点以上</u>	<u>5,000万円以上</u>	<u>A</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>600点以上</u>	<u>1,500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>3,000万円未満</u> <u>500万円以上</u>	<u>B 又 は</u> <u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>500万円未満</u>	<u>C 又 は</u> <u>A、B、C</u>
<u>管工事</u>	<u>660点以上</u>	<u>5,000万円以上</u>	<u>A</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>580点以上</u>	<u>1,500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>3,000万円未満</u> <u>500万円以上</u>	<u>B 又 は</u> <u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>500万円未満</u>	<u>C 又 は</u> <u>A、B、C</u>

<u>土木一式</u> <u>工事</u>	<u>750点以上</u>	<u>1億円以上</u>	<u>A</u>	<u>6,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>670点以上</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>B</u>	<u>1,500万円以上</u> <u>6,000万円未満</u>	<u>A、B</u>
	<u>600点以上</u>	<u>750万円以上</u>	<u>C</u>	<u>1,000万円以上</u> <u>1,500万円未満</u>	<u>B、C</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>D</u>	<u>500万円以上</u> <u>1,000万円未満</u>	<u>C、D</u>
				<u>500万円未満</u>	<u>D</u>
<u>建築一式</u> <u>工事</u>	<u>770点以上</u>	<u>1億円以上</u>	<u>A</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>680点以上</u>	<u>1,500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>700万円以上</u> <u>3,000万円未満</u>	<u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>200万円以上</u> <u>700万円未満</u>	<u>B、C</u>
				<u>200万円未満</u>	<u>C</u>
<u>電気工事</u>	<u>760点以上</u>	<u>5,000万円以上</u>	<u>A</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>650点以上</u>	<u>1,500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>500万円以上</u> <u>3,000万円未満</u>	<u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>130万円以上</u> <u>500万円未満</u>	<u>B、C</u>
				<u>130万円以上</u>	<u>C</u>
<u>管工事</u>	<u>660点以上</u>	<u>5,000万円以上</u>	<u>A</u>	<u>3,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>580点以上</u>	<u>1,500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>500万円以上</u> <u>3,000万円未満</u>	<u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>130万円以上</u> <u>500万円未満</u>	<u>B、C</u>
				<u>130万円未満</u>	<u>C</u>

ほ装工事	<u>670点以上</u>	<u>1,000万円以上</u>	<u>A</u>	<u>1,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>520点以上</u>	<u>130万円以上</u>	<u>B</u>	<u>1,000万円未満</u> <u>500万円以上</u>	<u>B 又 は</u> <u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>500万円未満</u>	<u>C 又 は</u> <u>A、B、C</u>

ほ装工事	<u>670点以上</u>	<u>1,000万円以上</u>	<u>A</u>	<u>1,000万円以上</u>	<u>A</u>
	<u>570点以上</u>	<u>500万円以上</u>	<u>B</u>	<u>500万円以上</u> <u>1,000万円未満</u>	<u>A、B</u>
	<u>上記の条件に該当しない者</u>		<u>C</u>	<u>300万円以上</u> <u>500万円未満</u>	<u>B、C</u>
				<u>300万円未満</u>	<u>C</u>

別記様式を次のように改める。

付 則

この告示は、令和7年5月1日から施行する。